

令和8年1月

お客さま各位

## 暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みについて

昨今、インターネットバンキングによる不正送金をはじめ、特殊詐欺やSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺等の不正送金事案において、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座宛に送金される事例が多発しています。

このような状況を踏まえ、当組合では、お客さま保護および詐欺被害防止の観点から暗号資産交換業者および資金移動業者の金融機関口座に対し、口座名義人名（法人口座を含む）と異なる振込依頼人名で行う振込については、お振込みをお断りさせていただく場合がございます。

また、上記口座に対し現金でお振込される際にも、ご本人さまと異なるお名前でのお振込であると判明した場合は、お振込をお断りさせていただく場合がございます。

お客さまの大切な資産を守るため、ご不便をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

